

# 白老町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日  
白 老 町  
白 老 町 議 会  
白 老 町 農 業 委 員 会  
白 老 町 選 挙 管 理 委 員 会  
白 老 町 代 表 監 査 委 員  
白 老 町 教 育 委 員 会  
白 老 町 消 防

白老町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、白老町、白老町議会、白老町農業委員会、白老町選挙管理委員会、白老町代表監査委員、白老町教育委員会、白老町消防が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

## 2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課が主管となり、白老町議会、白老町農業委員会、白老町選挙管理委員会、白老町代表監査委員、白老町教育委員会、白老町消防との連携のもと、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、白老町、白老町議会、白老町農業委員会、白老町選挙管理委員会、白老町代表監査委員、白老町教育委員会、白老町消防において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次の

とおり目標を設定する。

なお、この目標は、白老町、白老町議会、白老町農業委員会、白老町選挙管理委員会、白老町代表監査委員、白老町教育委員会、白老町消防において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い設定するものである。

#### ●年次休暇の取得の促進と環境づくり

平成27年度末現在で白老町の職員の男女比率は男性67.6%、女性32.4%となっている。職員がいきいきと活躍する組織を目指すためには、性別を問わず全ての職員が仕事と生活を調和できるワークスタイルが重要である。また、余暇を楽しみ、仕事以外の様々な活動を通じて、職員自身が多様な価値観を得ることや関わりの広がりにより、多面的な視点から仕事を進めることが出来るようになる。そのため以下のような取組により、年次休暇の取得の促進と環境づくりを行う。

**【目標】平成32年度までに職員の年次休暇の平均取得日数を、平成26年の実績平均取得日数8.7日から平均取得日数10日を目指す。**

#### 4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、白老町、白老町議会、白老町農業委員会、白老町選挙管理委員会、白老町代表監査委員、白老町教育委員会、白老町消防において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、取り組むものである。

**【取組】平成28年度も継続して取組を実施する。**

- ・管理職員は、休暇を取得しやすい職場の環境づくりに努める。**
- ・夏季休暇等における連続休暇の取得促進について周知する。**

以上